

決議案第 4 号

市議会議員の報酬について審議会への諮問を求める決議

平成 29 年 6 月の財政危機を受け、財政対策プログラムを策定し、緊急財政対策として事業の廃止、休止、縮小を行い、常勤特別職職員並びに一般職職員の給与削減を実施してきた。

平成 30 年 12 月に就任した桐ヶ谷覚市長は、公約であった給与 5 割カット等を実行し、財政再建への取組を行い、財政調整基金が僅か 1 億円となっていたものが、令和 5 年度末で約 38 億円まで積み増すことができ、令和 4 年 12 月 2 期目の就任では、自らの給与を 1 割カットとする適正化が進められた。

本市議会も、財政危機以来、議員提案による条例の一部改正を行い、平成 30 年度と平成 31 年度の 2 年間にわたり、報酬の削減を行ってきた。

本来、議員報酬は逗子市特別職職員報酬等審議会条例の規定に基づき、市長が諮問を行った上で、適正化を図るべきものである。しかし、平成 7 年以降、約 30 年にわたり審議会への諮問も議論もされずにきている。

既に、本市議会は令和 2 年 3 月 17 日に同様の決議を可決しているが、この決議を重く受け止めるべきである。

近年、社会・経済情勢が大きく変化する中、今般の物価上昇等の経済状況を考慮すべきであり、政治への関心を更に高めるためにも議員活動の活性化が求められていることから、報酬の適正化が求められている。

よって、逗子市議会は、市長に対し、本市議会議員の報酬について、逗子市特別職職員報酬等審議会を開催し、諮問されるよう求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和 6 年 12 月 13 日

逗 子 市 議 会